

## 第1章 はじめに

### 1 改訂の趣旨

本格化する地方分権の時代にあって、地方自治体には、市民のニーズを的確に把握し、地域の実情と将来を見据えた制度や仕組みを整えたうえで、まちづくりを進めていくことが求められています。

また、地球規模の環境問題に対する意識の高まりや少子高齢化の進展といった大きな時代の変化に直面し、様々な課題が複雑化している現代社会において、より豊かで安心して暮らせる京都のまちを実現するためには、市民と行政とが知恵と力を出し合い、手を携えて共に課題解決に向かうことが不可欠となってきています。

本市では、このような社会環境の変化等を踏まえ、「市民とのパートナーシップ」を市政運営の根幹に据え、「市民参加の理念を最も充実した形で実現するまち」を目指すため、概ね10年間を計画期間とする「京都市市民参加推進計画」を平成13年12月に策定しました。また、平成15年6月には、公益的な市民活動を総合的にサポートするために「市民活動総合センター」を開設し、同年8月には、市政参加と市民による自主的なまちづくりを市政運営の基本原則とする「京都市市民参加推進条例」を施行し、審議会の原則公開、審議会委員の公募推進、パブリック・コメントの制度化など、市民参加を行うための基盤づくりを着実に進めてきました。

しかし一方で、本市で実施している「市民生活実感調査」等によると、本市の市民参加の取組に対する市民の実感が高いとは言えず、今後、条例にあるように「市民の知恵と力を生かした市政の推進」と「個性豊かなまちづくりの推進」を両輪とした、より質の高いパートナーシップ型の社会を実現させるためには、市政参加に関する制度的な運用や、地域やNPO等の市民の自主的なまちづくり活動へのきめ細やかな支援、本市における庁内推進体制の強化など、新たな課題を整理し、より体系的に取組を進めていくことが必要です。

この度の「京都市市民参加推進計画（改訂版）」は、このような現状や平成18年3月に受理した「市民参加こんな宣言！～京都市市民参加推進フォーラムからの提案～」を踏まえながら、条例に掲げる「豊かで活力ある地域社会の実現」を達成するため策定するものです。計画の推進に当たっては、市民の代表である市会との連携を十分に図りながら、市民と共に創意工夫を重ね、時代のニーズに沿った取組を展開していきます。

### 2 計画の位置付け及び計画期間

平成13年12月に策定した市民参加推進計画の計画期間は、13年度から22年度までの10年間ですが、京都市市民参加推進条例第6条第4項の規定に基づき、5年を超えない期間ごとに計画を見直すこととしているため、計画策定から中間年である5年目を迎える18年度に必要な見直しを行いました。

なお、この計画は「京都市基本構想」及び「京都市基本計画」に基づく、市民参加に関する分野別計画です。また、条例第6条第1項に規定する市民参加を総合的に推進するための計画です。